

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、まんのう町から平成19年3月2日土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）上井地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成19年3月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀